

問Ⅵ - 6 - ④（別表H）

公益目的事業に係る収入が公益目的事業費を上回り剰余が生じる場合、別表H(1)はどのようになりますか。また、それは別表C(2)（控除対象財産）には影響しますか。

答

1 公益目的事業に係る収入（例えば、会費収入）が公益目的事業費より大きい場合、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の区分においては、当期一般正味財産増減額が正の値（黒字）となります。いわゆる収支相償の判定における剰余金発生の状態です。

（収支相償の判定は、本来は特定費用準備資金の積立額・取崩額を反映させた後の状態で行いますが、ここでは説明の便宜上、会計上の整理に合わせ、特定費用準備資金については反映前の状態で説明します。）

2 別表Aにおける当該年度の剰余金の解消策としては、一般的に次のとおりです。

- ①翌期の事業費増加見込みの計画により解消とする
- ②資産取得資金や特定費用準備資金を整理することで解消とする
- ③新規の公益目的保有財産を取得したことで解消とする

これらにより剰余金は次のように整理されます。

まず、①の場合には、別表Aにおいては公益目的事業財産である剰余金を単に繰り越すのみであり、別表H(1)においては1欄の公益目的増減差額として繰り越されず（翌事業年度の別表H(1)においては2欄となります。）。

なお、この場合の剰余金については控除対象財産として整理しないため、別表C(2)には関係しません。

次に、②の場合には、剰余金を会計上の固定資産である特定資産として繰り越すとともに、別表Aにおいては剰余金以上の資産取得資金や特定費用準備資金の積立があれば問題とならず、別表H(1)においては1欄の公益目的増減差額として繰り越されます。

また、別表C(2)においては、控除対象財産として、公益目的事業に係る資産取得資金や特定費用準備資金の期末帳簿価額が存在することとなります。

さらに、③の場合には、剰余金を会計上の固定資産である特定資産として繰り越すとともに、別表Aにおいては当該事業年度に剰余金以上の公益目的保有財産の取得があれば問題とならず、別表H(1)においては公益目的保有財産の

取得に事業収入の剰余が充てられることから 19 欄によって 1 欄の公益目的増減差額の減少を反映し、残高である 21 欄に同額が含まれます。

また、別表 C (2) においては控除対象財産として、剰余金と同額の公益目的保有財産の期末帳簿価額が含まれることとなります。